

社会保険の適用拡大に備える

飯田橋労務管理事務所
(商工研相談業務委嘱先)
特定社会保険労務士
鈴木義一



年金制度が改正され、企業規模によりこれまで適用除外とされていたパート・アルバイトも、社会保険への加入が義務化されると聞きました。社会保険料負担額が増えることもあり、社内準備を進めるため、新たな加入対象者を把握したいです。年金制度改正点についても教えてください。



1. 年金制度の改正
2020年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金制度改正法)では、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために以下の措置を講ずることとされ、その多くは22年4月1日以降施行されます。

(1) 被用者保険の適用拡大
多様な就労を年金制度に反映するとして、短時間労働者を被

用者保険の対象とすべき特定適用事業所の企業規模要件について、現行500人超から100人超、さらに50人超へと段階的に引き下げます。これに伴い、パート・アルバイトで、これまで被保険者とせずに雇用していた従業員の労働条件を確認しておく必要がでてきます。

(2) 在職中の年金受給の在り方の見直し
高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、22年4月1日以降在職中の65歳以上の老齢厚生年金受給者の年金額が毎年定時(10月)に改定されます。加えて、60歳から64歳までに支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大します。具体的には、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円に引き上げます。

(3) 受給開始時期の選択肢の拡大
現在「60歳から70歳の間」である年金の受給開始時期の選択肢が「60歳から75歳の間」に拡大されます。これに伴い、繰り下げ増額率(1カ月あたりプラス0.7%)が最大84%となります。繰り下げ請求の対象者は、22年4月1日以降に70歳に到達する者です。

(4) 確定拠出年金(DC)の加入可能要件の見直し等
22年5月からDCの加入可能年齢が引き上げられます。企業型DCに加入できる厚生年金被保険者は65歳未満から70歳未満に、個人型DC(iDeCo)では公的年金の被保険者のうち60歳未満から65歳未満に変更されます。

また、確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲が拡大されます。中小事業主掛金納付制度(iDeCo_{プラス})は、20年10月に、制度を実施できる

従業員数規模が100人以下から300人以下に拡大されました。22年10月以降から、企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和等、制度面・手続き面の改善が図られます。

2. 社会保険の適用拡大

年金制度改正法により、「1. (1) 被用者保険の適用拡大」については、企業規模によって段階的に一部のパート・アルバイトにも社会保険への加入義務が拡大されます(表)。

従業員数が501人以上の企業にあつては、現行の要件を満たす短時間労働者は、すでに社会保険への加入が義務付けられています。2022年10月からは従業員数が常時101人以上の企業、さらに、24年10月からは従業員数が常時51人以上の企業において、表内の②③④の4つの要件すべてを満たす短時間労働者に対する社会保険への加

入義務が発生します。

(1) 企業規模要件

事業所の人員規模は、適用拡大以前の通常の厚生年金保険の被保険者の人数とされます。月ごとに従業員数をカウントし直近12カ月のうち6カ月で基準人員規模以上となると適用対象となります。法人番号が同一のすべての適用事業所を合計してカウントすることになります。

表 短時間労働者の社会保険への加入要件				
	要件	現行	2022年10月改正後	2024年10月改正後
特定適用事業所	① 事業所の人員規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
短時間労働者 (パート・アルバイト等)	② 労働時間	週所定労働時間20時間以上	同左	同左
	③ 月額賃金	8.8万円以上	同左	同左
	④ 勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される、または使用される見込み	
	⑤ 適用除外	学生ではないこと	同左	同左

(2) 労働時間要件

労働時間については、週所定労働時間が40時間の企業では、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の従業員が対象となります。ここでいう所定労働時間とは、契約上の所定労働時間とされますが、20時間に満たない雇用契約であっても、実労働時間が2カ月連続で週20時間以上となり、今後その状況が引き続くことと見込まれる場合には、3カ月目から社会保険へ加入することとされます。

(3) 賃金要件

月額賃金（8・8万円以上）は、具体的には基本給および諸手当で判断されますが、以下の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当および家族手当）

社会保険への加入後に月額8・8万円未満となった場合は「原則として、資格取得後に雇用契約等が見直され、月額賃金が8・8万円を下回ることが明らかになった場合等」を除き、社会保険の被保険者資格は喪失されないこととされています。

(4) 勤務期間要件

勤務期間は、現行の「雇用期間が1年以上の見込み」が撤廃され「2カ月を超える見込み」とされます。雇用契約の期間が2カ月以内であっても、その期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、最初の契約期間を含めて、当初から社会保険適用対象となります。

これまで2カ月の契約期間で契約し、その後更新する場合は3カ月目から社会保険に加入させるケースも散見されますが、今後、契約更新が見込まれる場合は、当初から社会保険への適用となることになります。

この加入時期の改正条件については、特定適用事業所に限らずすべての事業所に適用されるので注意が必要です。

(5) 学生除外要件

適用除外となる学生には、卒業前に就職して卒業後も引き続き同一の事業所に勤務する予定の者や、休学中、夜間学生等は該当せず社会保険への加入対象となります。

3. 社内周知

配偶者等の扶養の範囲内で労働条件を抑えてきたパート・アルバイトに対し、労働条件によっては社会保険への加入対象となることなど、説明会や個人面談をするよう要請されています。個人面談の際は、次のポイントを伝えましょう。

- ① 社会保険の新たな加入対象者であること
- ② 社会保険の加入メリット
・ 国民年金（基礎年金）に厚生年金が上積みされ、より厚い年金が支給されること
・ 医療保険が充実し、傷病手当金や出産手当金として給与の2／3相当が支給されること
- ③ 今後の労働時間など本人が希望すれば、労働時間の延長や正社員への転換を提案することが推奨されています。

